官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔政　令〕
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令の一部を改正する政令（二四五）　四
○金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（二四六）　七
○金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（二四七）　九
○港湾法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（二四八）　一〇
○港湾法施行令及び沖縄振興特別措置法施行令の一部を改正する政令（二四九）　一〇
○北海道開発のためにする港湾工事に関する法律第三条第三項の規定による港湾管理者の権限の代行に関する政令（二五〇）　一〇
○航空法施行令の一部を改正する政令（二五一）　一〇
○栄養士法施行令の一部を改正する政令（二五二）　一〇
○国民年金法施行令等の一部を改正する政令（二五三）　一〇

〔条　約〕
○所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国政府とウクライナ政府との間の条約（五）　一

〔府　令〕
○発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（内閣府六九）　四

〔デジタル庁令・省令〕
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則及び電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則の一部を改正する命令（デジタル庁・総務七）　一三

〔省　令〕
○国民年金法施行規則等の一部を改正する省令（厚生労働七四）　三三
○港湾法施行規則の一部を改正する省令（国土交通八一）　三九

〔法規的告示〕
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく国税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等を定める件の一部を改正する件（国税庁一七）　三三
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器の一部を改正する件（厚生労働一九三）　三三
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令第十二条第一項第一号イ(1)の規定に基づき特別の注意を要するものとして厚生労働大臣の指定する高度管理医療機器の一部を改正する件（同一九四）　三三
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第六十八条の五第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する特定医療機器の一部を改正する件（同一九五）　三三
○準耐火構造の防火区画等を貫通する給水管、配電管その他の管の外径を定める件の一部を改正する告示（国土交通五〇九）　三三

〔その他告示〕
○所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国政府とウクライナ政府との間の条約の効力発生に関する件（外務二六五）　三六

〔官庁報告〕
介護福祉士国家試験の施行（厚生労働省）　三六
介護福祉士試験委員の公告（同）　三六
令和七年不動産鑑定士試験短答式試験合格者（国土交通省土地鑑定委員会）　三六

本号で公布された法令のあらまし

◇行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第二四五号）（総務省）

1　個人番号カードの交付を受けようとする者の指定する者に個人番号カードを交付する場合における当該指定された者の本人確認の措置については、次のいずれかに掲げる措置とすることとした。（第一三条第七項第二号関係）

㈠　当該指定された者から、第一三条第七項第一号に掲げる書類に記載された個人識別事項が記載された書類であって、写真の表示その他の当該書類に施された措置によって、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして主務省令で定めるものの提示を受けること。

㈡　㈠に掲げる措置に準ずるものとして主務省令で定める措置

2　その他所要の規定の整備を行うものとした。

3　この政令は、公布の日から施行するものとした。

◇金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第二四六号）（金融庁）

金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第三二号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は、令和八年五月一日とすることとした。

◇金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（政令第二四七号）（金融庁）

一　金融商品取引法施行令の一部改正関係

1　公開買付制度の見直しに関する規定の整備

㈠　公開買付制度の対象となる取引範囲の見直し

(1)　公開買付けによらずに行うことができる株券等の買付け等について、第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者が